



新婚さんの 新生活のスタートを応援します！

対象となる人

次の①～⑤の全てを満たす世帯が対象です

- ① 令和3年1月1日～令和4年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下である世帯
- ③ 結婚を機に平川市内に住宅を購入または賃借し、住民登録をした世帯
- ④ 令和2年中の夫婦の所得が400万円未満の世帯
 - ※ 申請時点で離職し無職となった方については、所得無しとみなします
 - ※ 奨学金の返済がある場合は、年間返済額を控除します
- ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けた者のいない世帯

補助額

一世帯当たり **最大30万円** を補助します

対象となる経費

令和3年1月1日～令和4年2月28日の間に支払った下記の経費

【住居費】 物件の取得費、賃料

【引越費用】 引越業者や運送業者への支払い ※個人への支払いは対象外です

申請期間

令和3年6月1日（火）から令和4年3月10日（木）まで

【お問合せ】

平川市 企画財政課 企画調整係

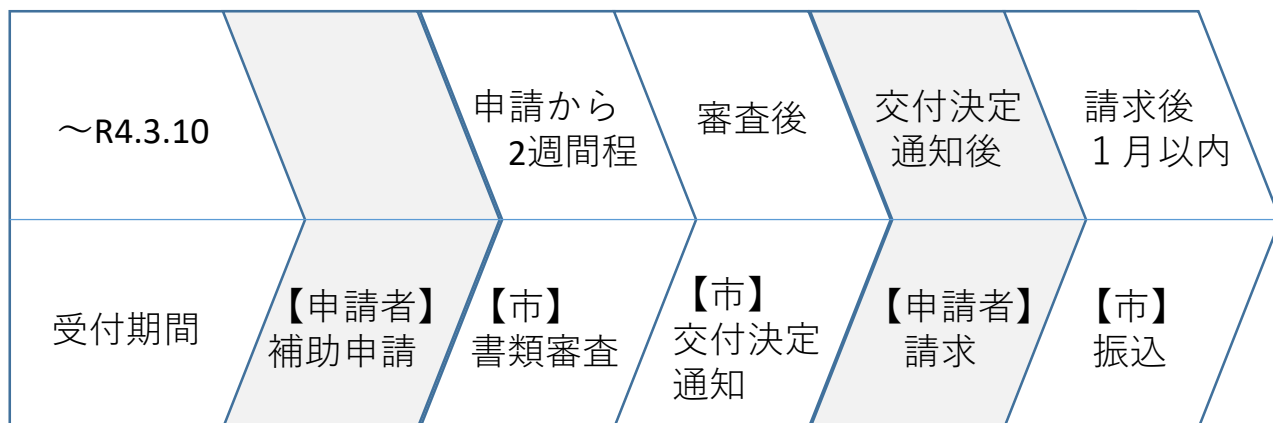
TEL : 0172-44-1111 (内線1433・1434・1436)

URL : https://www.city.hirakawa.lg.jp/kurashi/ijuu_teijuu/kekkon/2021-0402-1558-25.html

036-0104 平川市柏木町藤山25-6



【手続きの流れ】



【提出書類】

1. 補助申請時

- 平川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第4号） ※個人情報の照会に同意する場合のみ
- 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
 - ※ 個人情報確認同意書を提出する場合は不要
- 新婚世帯の令和3年度（令和2年分）所得証明書または非課税証明書
- 新婚世帯の納税証明書
 - ※ 市の公簿により確認可能かつ個人情報確認同意書を提出する場合は不要
- 婚姻を証する書類（戸籍謄本または婚姻受理証明書）
- 離職を証する書類等（申請時において無職の場合）
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- 入居対象となる住居の契約書の写し（住居を新築または購入した場合）
- 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合）
- 住居の取得費、賃料を支払ったことを証する書類
- 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- 誓約書（様式第3号）

2. 請求時

- 平川市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）
- 口座番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート